

令和2年度

第1回越知町農業委員会総会議事録

(定例会)

令和2年4月30日

## 令和2年度 第1回越知町農業委員会総会会議録

令和2年4月30日 越知町農業委員会総会を越知町役場3階大会議室に召集された

1 会議日 令和2年4月30日（木）午前9時00分～午前9時30分

2 出席者

農業委員（9名） 会長 須内啓次 職務代理者 和田昌夫

1 藤原 幸子	2 大原 典子	3 欠員	4 吉田 由太郎
5 箭野 正昭	6 橋詰 節	7 大原 利武	8 和田 昌夫
9 岡林 富士男	10 須内 啓次		

農地利用最適化推進委員（0名）

欠席委員（5名） 新型コロナウイルス感染防止対策のため、全員欠席

松井 邦夫 濱田 學 斎藤 信夫 片岡 政彦 片岡 久一郎

事務局職員（2名）

局長 田村 幸三 農政係長 橋村 和佳

3 本会に出席を求めたもの

4 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 越知町農用地利用集積計画について（協議）

議案第3号 越知町農用地利用集積計画について（協議・中間管理事業）

5 その他

6 閉会

開会及び議事 午前9時00分

会 長	<p>おはようございます。皆さん揃われましたので、第1回農業委員会総会を始めます。本日もお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。新型コロナウイルス感染防止対策としまして、推進委員さんには休んでいただき、農業委員最低限の人数で会を進めたいと思います。署名委員は大原利武委員、和田昌夫委員です。よろしくお願いいたします。本日の議題は3件です。それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを事務局より説明お願いします。</p>
事 務 局	<p>はい、説明します。1番、譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さん、調査委員は岡林委員にお願いしております。土地の所在地番は〇〇字〇〇508番1、地目は台帳、現況ともに田、面積は455㎡、事由は売買です。</p> <p>2番、譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さん、調査委員は同じく岡林委員です。土地の所在地番は〇〇字〇〇499番1、地目は台帳、現況ともに田、面積は194㎡、ほか4筆ありまして、田が3筆、畑が2筆、合計5筆の634㎡です。事由は売買です。</p> <p>3番、譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さん、調査委員も同じく岡林委員です。土地の所在地番は〇〇字〇〇406番1、地目は台帳、現況ともに田、面積は307㎡、ほか7筆ありまして、田が4筆、畑が4筆、合計8筆の1,021㎡です。事由は売買です。</p> <p>4番、譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さん、調査委員は箭野委員です。土地の所在地番は〇〇字〇〇53番、地目は台帳、現況ともに田、面積は945㎡です。事由は贈与です。</p> <p>5番、譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さん、調査委員は大原典子委員です。土地の所在地番は〇〇字〇〇2747番、地目は台帳は畑、現況は田、面積は52㎡、ほか1筆ありまして、田が1筆、畑が1筆、合計2筆の118㎡です。事由は売買です。</p> <p>以上5件につきまして、農地法第3条第2項第1号から第6号に該当しないことは書面にて確認しております。現地の地図、写真等添付しておりますので、ご参考になさってください。以上です。</p>
会 長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、1、2、3番の報告を岡林委員お願いします。</p>

- 9 番委員 はい、報告します。調査日は24日です。〇〇の県道沿いになります。  
〇〇406番1と406番2は〇〇寄りですが、ほかは道路より川沿いになります。  
〇〇は431番1と444番1は嵩上げ工事中で、終わったら畑に戻す  
ということで、問題ないと思います。以上です。
- 会 長 はい、ありがとうございます。続きまして、番号4を調査委員の箭野委員  
お願いします。
- 5 番委員 はい、報告します。4月27日に調査に行ってきました。場所は〇〇川の  
堤防の土手の下です。申請場所は水田になっていて、きれいに作っていま  
す。問題ないと思います。以上です。
- 会 長 はい、ありがとうございます。続きまして、5番の報告を大原典子委員お  
願いします。
- 2 番委員 はい、報告します。写真をご覧ください。前に行った所の隣だったので、  
場所はすぐ分かりました。〇〇番の南側は畑で、そのほかの方角は雑種地  
です。イノシシ除けの柵が設置されていました。  
〇〇番も南側は同じく畑で、西側は雑種地、北側はイノシシ除けの柵で雑  
木林のようになっていました。調査は4月25日に松井委員と一緒に引っ  
ていただきました。以上です。
- 会 長 ありがとうございます。この件につきまして審議を行います。ご意見ある  
方はいませんか。  
(質問、意見なし)  
ないようでしたら採決します。番号1、2、3、4番について、賛成の方の  
挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
はい、全員です。それでは5番の採決をします。  
藤原委員退室をお願いします。  
  
(藤原幸子委員退室)
- 会 長 5番につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員です。ありがとうございます。  
  
(藤原幸子委員入室)

会 長 続きます、議案第2号越知町農用地利用集積計画（協議）です。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により越知町長から諮問があった件について、審議を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、説明します。1番、貸し手は〇〇の〇〇〇〇さん、借り手は〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の種類は賃貸借再設定で令和2年5月1日から令和12年4月30日までの10年間です。土地の所在地番は〇〇字〇〇1127番、現況地目は畑、面積は792㎡の1筆です。農業経営基盤強化促進法第18条3項の各条件を満たしていることを確認しています。以上です。

会 長 はい、ありがとうございます。議案第2号は協議事項です。皆さんの意見を伺います。これは再設定ですね。〇〇さんは生姜の栽培ですか。

6番委員 生姜をやっていると思います。

会 長 ほかにご意見ありませんか。  
（質問、意見なし）  
ないようでしたら、採決に移ります。  
議案第2号越知町農用地利用集積計画に賛成の委員さんは挙手をお願いします。  
（全員挙手）  
はい、ありがとうございます。議案第2号は可決されました。  
続きます、議案第3号越知町農用地利用集積計画です。なお、中間管理事業となっております。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、越知町長から諮問があった件について審議を求めます。事務局説明をお願いします。

事務局 はい、こちらは議案第2号と同じく利用権の設定なんですが、借り手が高知県農業公社です。中間管理事業と言いまして、農業公社が中間管理機構となりまして、貸し手と借り手の間に入って契約を行います。農業公社が貸し手より一旦借り受けて、その後借りたい人に貸すという流れです。越知町では3年前の平成29年にやっておりますが、その時も同じ〇〇さんの農地の設定でした。3年間の契約でしたので、期間満了になりまして、この度再設定を行うというものです。場所も全く同じです。  
今日の総会で決議されましたら、通知を出しまして、借り手に貸します。前回はそうでしたが、〇〇さんがやりたいということで手を挙げていまして、〇〇さんに貸し付ける形になります。農業公社から借り手への設定は

県の許可になりますので、越知町で〇〇さんに貸すかどうかの許可を出す権限はないのですが、こういう流れになっていることをお伝えしておきます。条件としては、普通の利用権の設定と同じです。間に農業公社を挟むかどうかの違いだけです。

それでは、設定内容の説明をします。1番、貸し手は〇〇の〇〇〇〇さん、借り手は〇〇の公益財団法人高知県農業公社理事長、利用権の種類は使用貸借再設定で令和2年5月1日から令和7年4月30日までの5年間です。土地の所在地番は〇〇字〇〇809番、現況地目は田、面積は290㎡です。ほか5筆ありまして、全部で田が6筆の1340.52㎡です。農業経営基盤強化促進法第18条3項の各条件を満たしていることを確認しています。以上です。

会 長 はい、ありがとうございました。こちらも再設定となっておりますが、ご意見ある方はございますか。

8番委員 〇〇はどこ？

事務局長 〇〇を過ぎたら橋があるじゃないですか。橋を曲がる所の上側になります。小休をお願いします。

(小休)

会 長 正場に戻します。議案第3号についてほかにご意見ありませんでしょうか。  
(質問、意見なし)

採決に入ります。議案第3号について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

はい全員です。

本日の議案は3件です。その他を事務局をお願いします。小休します。

閉会 午前9時30分